

郵送申請方法（登記完了時点の成果）

以下1～3の書類を同封し、「まちづくり課地籍係」まで郵送ください。
成果がお手元に届くまで、1～2週間程度かかりますのでご了承ください。

□ 1. 成果交付申請書（記入済のもの）

*様式及び記載例はホームページに掲載しています

□ 2. 返信用封筒と返信切手

*返信先は申請書に記載された申請者の住所となります

*返信切手の料金が分からない場合は、切手を貼らずに多めにお入れいただければ、余った切手はお返しします

*開封の際に裁断されないよう、封筒は小さく折りたたんでお入れください

切手	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉市中央区市場町〇丁目〇番〇号 長生 太郎 様
----	--

□ 3. 手数料

*成果1枚につき300円の手数料がかかります

複数の筆を請求される場合でも、1枚に収まる場合は1枚分の手数料となりますので、請求前にお問い合わせください

*手数料の納付は、「定額小為替」又は「現金書留」をお願いします

注：定額小為替の有効期限は発行日から6か月です

ご申請によってはお時間がかかる場合もありますので、有効期限に余裕のあるものを同封してください

定額小為替証書		この部分は何も記入しないでください	定額小為替払込票 01234-56789 円
01234-56789	様		
指定	受取人 住所氏名		
上記金額をこの証明書の発行の日から6ヶ月以内に郵便局でお受け取りください。 上記の金額を受け取りました。			
おとこ		切り取らないでください	この証書は機械で処理しますので、折り曲げたり、汚したりしないでください。
おなまえ			

見本

《問い合わせ》

〒299-4394

千葉県長生郡長生村本郷1番地77
長生村役場まちづくり課地籍係

TEL 0475-32-2116